

認定こども園 梅乃園幼稚園 重要事項説明書

教育・保育の提供に当たり、千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条に基づき、次のとおり説明いたします。

1 設置者

法人名	学校法人梅園学園	代表者	理事長 杉本 卓美
所在地	千葉県中央区矢作町939番6号		
連絡先	Tel : 043 - 222-2003 / fax : 043-222-2126		

2 名称・所在地等

名称	認定こども園 梅乃園幼稚園	園長	杉本 卓美
所在地	千葉県中央区矢作町939番6号		
連絡先	Tel : 043 - 222-2003 / fax : 043-222-2126		

3 園の目的及び運営の方針

(1) 目的

当園は、子どもたちが協調性やコミュニケーション能力を育み、心身ともに健やかに成長できるよう環境を整えとともに、子ども・保護者・教職員を含め、そこに集うすべての人々が幸せになるために学び合う場となることを目的とする。

(2) 運営の方針

当園は、子ども・保護者・職員を含め、当園に集うすべての人々が幸せを分かち合い、あらゆる感情の表出を通じて人格を豊かに育む場を目指す。“今だけ”ではなく将来をも見据え、教育目標と教育方針を基本として質の高い教育・保育を行う。

また、当園は、学校教育法その他の法令等を遵守して運営します。

4 施設・設備等

(1) 園地

園地総面積 2610.36 m² (うち園舎建築面積 580.07 m²、園庭 840.37 m²、その他 1189.92 m²)

(2) 園舎等

区分	建築 年度	構造	床面積	用途			
				保育室	遊戯室	調理室	その他
園舎①	H15	S	710.12 m ²	2室 105.2 m ²	1室 175.47 m ²	—	429.45 m ²
園舎②	H25	S	665.91 m ²	6室 344.88 m ²	—	1室 31.35 m ²	289.68 m ²

5 教育・保育等の内容

(1) 当園は、能力開発に力を入れ、知能教育と全身運動発達プログラム、絵画、歌唱などの活動を取り入れよりレベルの高い教育・保育を提供します。

(2) 提供する教育・保育の内容は、支給認定の種類に応じて、次のとおりです。

ア 教育標準時間認定（1号認定）の園児

学校教育法及び幼稚園教育要領に基づく幼児教育を提供します。また、必要に応じて、預かり保育を提供します。

イ 保育認定（2号認定）の園児

上記（1）の幼児教育を提供するとともに、8時間から11時間まで（教育時間を含む）の保育を提供します。

ウ 保育認定（3号認定）の園児

8時間から11時間まで保育を提供します。（1）の教育を無理なくとりいれます。

(3) 教育・保育等を行う日及び時間は次のとおりです。

認定区分	提供日	提供時間	預かり保育・延長保育
教育標準時間 (1号認定)	月～金曜日	9:00～14:00	14:00～18:30
保育標準時間 (2号・3号認定)	月～金曜日	7:30～18:30	なし
保育短時間 (2号・3号認定)	月～金曜日	9:00～17:00	(朝) 7:30～9:00 (夕) 17:00～18:30

(4) 休園日は次のとおりです。

- ・国民の祝日
- ・12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日
- ・8月11日から8月16日

- ・入園式 対象児と年長以外は休園
- ・卒園式 卒園児以外は休園
- ・その他、園長が定める日

また1号認定の園児については、以下の休業日を設けます。

- ・夏季休業 7月21日から9月1日まで
- ・冬季休業 12月21日から1月9日まで
- ・春季休業 3月21日から4月7日まで
- ・創立記念日 4月10日
- ・入園式
- ・卒園式 卒園児以外は休園

(5) 教育・保育等の1日の流れの目安は次のとおりです。

時刻	1号認定	2号認定		3号認定	
	教育標準時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
7:30	預かり保育	順次登園	延長保育	順次登園	延長保育
9:00	登園	保育(遊び)		保育(遊び)	
10:00	教育活動(学級活動)	教育活動(学級活動)		準教育活動	
12:00	昼食	昼食		昼食	
13:00	自由遊び	午睡		午睡	
14:00	降園	おやつ		おやつ	
	預かり保育(おやつ)	保育(遊び)		保育(遊び)	
18:30		順次降園	延長保育	順次降園	延長保育

(6) 食事の提供

ア 提供方法

自園調理より提供します。

イ 提供する日

教育標準時間認定(1号認定)の園児には、原則として週5日提供します。

保育認定(2号・3号認定)の園児には、原則として毎日提供します。ただし、試食会の日は、弁当の持参をお願いしています。

ウ 献立

毎月末に、翌月の献立をお知らせします。

エ アレルギー対応

お子さんが食物アレルギーをお持ちの場合は、必ず事前にお知らせください。必要に応じて園医や主治医と相談し、除去食等の対応を行うとともに、誤食等の事故を防止するために必要な措置を講じます。

(7) 行事等

入園式、遠足、保育参観、運動会、夜の幼稚園（年長児のみ）、絵画展、クリスマス会、卒園式等を予定しています。

時期については別途お知らせいたします。

(8) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します。送迎の範囲等はホームページに掲載

6 職員

当園は、千葉市が定める配置基準を遵守し、次に掲げる職員を配置します。ただし、職員の人数は、園児数に応じて変動させる場合があります。

職種	人数	職務内容
園長	1 人（常勤専従）	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
副園長	1 人（常勤専従）	園長を助け、命を受けて園務を司る。
主幹教諭	1 人（常勤専従）	園長、副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育を司る。
主任教諭	1 人（常勤専従）	園長、副園長及び主幹を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育を司る。
教諭等	18 人 (うち常勤専従 14 人、非常勤 4 人)	園児の教育・保育等に直接従事する。
看護師	1 人（常勤）	園児の教育・保育等に直接従事するとともに園全体の健康安全を司る
栄養士	1 人 (常勤専従)	発達段階に応じた献立の作成、食育に関すること等に従事する。
調理員	3 人 (非常勤)	献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
園医	1 人（嘱託）	園児の健康管理、健康診断等を行う。
園歯科医	1 人（嘱託）	園児の健康管理、歯科検診等を行う。
園薬剤師	1 人（嘱託）	環境衛生、薬品管理に関する指導・助言等を行う。

7 利用定員

当園の利用定員は次のとおりです。ただし、実際の入園児数に応じて若干の変更があり得ます。

また、千葉市が定める職員配置等の基準の範囲内で、定員を超える入園を認める場合があります。

認定区分	2 歳	満 3 歳	3 歳	4 歳	5 歳
1 号認定	—	16 人	30 人	37 人	37 人
2 号認定	—	—	25 人	27 人	27 人
3 号認定	20 人	—	—	—	—

8 学級編制

当園の学級数は、次のとおりです。ただし、園児数に応じて変動させる場合があります。

2 歳、満 3 歳児（最年少）	2 クラス
3 歳児（年少）	2 クラス
4 歳児（年中）	2 クラス
5 歳児（年長）	2 クラス

9 保育料その他の費用負担

（1）費用の種類と金額

ア 基本保育料

基本保育料は無償です。

※0 歳児から 2 歳児までは住民税非課税世帯を対象として基本保育料が無償となります。

対象期間：満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校入学前まで

※1 号児童においては入園可能な時期に合わせて満 3 歳から小学校入学前まで

イ 入園検定料：1 号認定園児の入園申込みに当たっては、選考料として 2000 円をお支払いいただきます。

ウ 運営費（特定負担額）

教育・保育の質の向上を図るため、基本保育料のほか、次の費用を別途ご負担いただきます。

項目	内容及び負担を求める理由	金額
入園準備金	入園準備として	入園時 110,000 円
教育充実費	園独自の知能教育、運動教育、芸術教育、語学として	月額 17,000 円
施設費	修繕と建て替え資金積み立てとして	月額 2,000 円
冷暖房費	冷暖房費として	月額 1,800 円

エ 実費

上記のほか、当園の利用において通常必要とされるものに係る費用として、次のとおり実費相当額をご負担いただきます。

これら以外に実費が発生する場合は、その目的や金額等について事前にご説明します。

なお、納入いただいた実費は、希望される場合は領収証を発行します。

項目	金額
給食費※	日額 380 円（主食副食込み）
通園送迎費	バス利用者 月額 4600 円 吊り下げ名札 1 つ 250 円
学用品（制服等）	1 号認定の園児及び 2 号認定の園児 入園時約 70,000 円
教材費	絵本代 470 円
行事費	その都度徴収 年間約 30,000 万円程度

※給食費について

○副食費の免除

年収 360 万円未満相当の世帯及び全階層の第 3 子（※）以降は、副食費が免除されます。

（※）年収 360 万円相当以上の世帯は、「第 3 子」の考え方について、兄、姉が保育園等に入所しているなどの要件があります。

・アレルギー対応食を園が提供する場合、他の児童と同様の金額をお支払いいただきます。

○材料の価格変動によって年度途中に給食費が変動する場合があります。

オ 預かり保育料

1号認定の園児が預かり保育を利用する場合は、次の利用料をご負担いただきます。

時期・時間帯	金額
教育時間前（8:00～9:00）	40 円/10 分
教育時間後（14:00～18:00）	40 円/10 分
（18:00～18:30）	80 円/10 分 令和 9 年度～100 円/10 分
休業期間中（8:00～17:00）	40 円/10 分

※預かり保育料の無償化に必要な手続きは、市が定める方法によって行います。

新2号認定の園児が預かり保育を利用する場合は、次の利用料をご負担いただきます。

時期・時間帯	金額
教育時間前（8:00～9:00）	40 円/10 分
教育時間後（14:00～18:30）	40 円/10 分
（18:00～18:30）	80 円/10 分 令和 9 年度～100 円/10 分
休業期間中（8:00～17:00）	1 日当たり 1000 円

※預かり保育料の無償化に必要な手続きは、市が定める方法によって行います。

カ 延長保育料

2号認定の園児又は3号認定の短時間保育 9 時～17 時以外の時間を利用する場合は、その利用時間に応じて、下記の延長保育料をご負担いただきます。

区分	金額		
2号認定	100 円/10 分	朝	8 時前からの利用は月額最大 3,800 円 8 以降の利用は月額最大月額 1,900 円
		帰り	18 時までの利用は月額最大月額 1,900 円 18 時 30 分までの利用は月額最大 3,800 円
3号認定	150 円/10 分	朝	8 時前からの利用は月額最大 6,000 円 8 以降の利用は月額最大月額 3,000 円
		帰り	18 時までの利用は月額最大月額 3,000 円 18 時 30 分までの利用は月額最大 6,000 円

※月単位で一番長い利用の日がその月の最大利用月額基準になります。

※電車の遅延の場合は事前に連絡をお願いします。遅延証明書や電車遅延の事実が確認できるもの（携帯電話の画面等）を職員に提示頂ければ、料金の徴収はいたしません。なお、道路事情に係る遅れ（交通渋滞、交通事故、駐車場待ち等）

は、料金をお支払いいただきます。

※事前の申し込みのない、電車の遅延以外のやむを得ない突発的な理由による延長保育の利用は月 1 回まで、2 回目以降は最大利用月額基準となります。

※18 時 30 分を過ぎた場合も課金は続きます。

(2) 納入方法

上記の基本保育料及び運営費（特定負担額）実費、預かり保育料は、当園指定の金融機関の口座振替によりお支払いいただきます。引落手続等の詳細は、登降園システムアプリよりお知らせいたします。

なお、手数料（54 円）は保護者のご負担となります。

10 入園に関する手続き

(1) 1 号認定を受けて入園する場合

募集要項（別紙）で定める方法により選考を行い、入園者を決定します。

願書配布前に選考を行い選考結果はホームページよりお知らせいたします。

入園願書入力フォームから（別紙 QR コード）に本説明書の内容に同意するチェックをいれて送信ください。

なお、2 月に入園申込書その他の必要類をご提出いただきます。

(2) 2 号認定又は 3 号認定を受けて入園する場合

市区町村（園児が居住する市区町村。以下同じ。）に対し、利用申込を行ってください。

利用決定が通知され次第、入園願書入力フォームから（別紙 QR コード）に本説明書の内容に同意するチェックをいれて送信ください。

11 退園等に関する手続き

退園、転園又は休園することとなった場合は、可能な限り速やかに、その理由を登降園システムアプリより園へ届け出てください。

また、市区町村に対し、必要な手続きを行ってください。

12 教育・保育の提供の終了

次のいずれか該当することとなった場合には、教育・保育の提供を終了します。

ア 園児が小学校に就学したとき

イ 園児が退園又は転園することとなったとき

ウ 市区町村が支給認定を取り消したとき

エ その他、当園の利用について重大な支障又は困難が生じ、市区町村が利用の継続が

困難であると認めたとき

13 学校医等

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科・内科

医療機関の名称	米満内科
医院長名	米満 裕
所在地	千葉市中央区星久喜町 606-25
連絡先	043-265-5065

(2) 歯科

医療機関の名称	松本歯科医院
医院長名	西内 千明
所在地	千葉市稲毛区緑町 2-2-18
連絡先	043-247-2032

14 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 園児の体調急変等への対応

当園は、教育・保育の提供中等に園児の体調が急変した場合、速やかに保護者に連絡するとともに、園医への相談、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じます。

(2) 非常災害時等の対策等

当園は、非常災害、火災等が発生した場合、別途作成するマニュアルに基づいて、園児の安全を確保し、保護者や関係機関への連絡その他の必要な措置を講じます。

また、別途お知らせする方法により事前に登録された方に、本人確認の上で園児を引き渡します。

大規模地震等の災害発生時の避難場所は次のとおりです。

	避難場所	所在地
第一避難場所	園庭	
第二避難場所	園舎（広域避難所同等の耐震基準）	
第三避難場所（広域避難場所）	青葉の森県立博物館	中央区青葉町 9955-2

(3) 緊急時における関係機関との連携

当園は、非常災害等、緊急を要する事態が発生した際、下記の関係機関と連携して対

応じます。

警察署	千葉中央警察署
消防署	千葉中央消防署
医療機関	千葉市青葉病院

15 要望・相談及び苦情の受付

当園は、次のとおり、保護者からの要望・苦情等を受け付ける体制を整備しています。

相談・苦情受付担当者 (受付窓口)	氏名：木屋尾 実季 電話番号：043-222-2003 利用時間：10:00～15:00
相談・苦情解決責任者	氏名：杉本 優子 電話番号：043-222-2003

16 虐待の防止

(1) 職員による虐待の防止

当園は、職員による園児に対する虐待を防止するため、周知徹底を図るとともに、定期的に研修を実施します。

(2) 家庭等における虐待の防止

当園は、虐待の兆候を見逃さないよう、園児や家庭の様子等に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。

また、育児に対する不安や悩みを軽減するため、保護者からの相談等に応じます。

17 保険等に関する事項

当園は、万一の場合に備え、次の保険に加入しています。

保険の種類	概要	保護者負担額
日本スポーツ振興センター災害共済	当園内で発生した事故、通常の登降園経路で起きた事故等、当園管理下における災害が発生した際に給付を受ける	285 円/年

18 個人情報の取扱い

当園は、正当な理由がない限り、職員（職員であった者を含む。）が業務上知り得た園児及びその家族の個人情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

また、市区町村が認定する毎月の基本保育料に関する情報は、当該市区町村との間における施設型給付費の請求・受給に係る事務に必要な範囲に限って利用します。